

平成26年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

健康医療福祉部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
健康医療課	滋賀県医師キャリアサポートセンター事業委託	医師のキャリア形成支援・総合相談窓口の運営等	平成26年4月1日	国立大学法人滋賀医科大学	10,715,360	事業実施に当たり、大学・県・地域医療機関との調整機能を有し、かつ事業実施体制および専門的知見を有する県内唯一の医科大学である	2	3イ
健康医療課	在宅医療福祉看護職員専門研修	潜在看護職員の訪問看護ステーション等介護保険施設や障害者福祉施設への職場復帰を支援するための専門研修実施	平成26年4月1日	公益社団法人滋賀県看護協会	7,703,000	職場復帰の対象としている訪問看護ステーション等介護保険施設や障害者福祉施設など、看護職員の職場全般に渡る情報、人材を有し、研修実施が可能な団体は公益社団法人滋賀県看護協会以外に存在しないため。	2	3イ
健康医療課	緊急被ばく医療ネットワーク調査研究事業	緊急被ばく医療関係者が効率的で的確な医療が提供できるよう資質向上およびネットワークの構築に関する調査・検討を実施する。	平成26年8月27日	公益財団法人原子力安全研究協会	6,000,000	医学および放射線に関して広範囲にわたる高度で専門的な知識を必要とし、他道府県の事情も踏まえた調査研究が必要であるが、全国的にこのような活動を実施している学術専門団体が当該協会以外にないため。	2	3イ
薬務感染症対策課	薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業委託	薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業の委託	平成26年6月2日	一般社団法人滋賀県薬剤師会	5,091,000	薬局・薬剤師を健康相談拠点として活用するモデル事業実施で、事業を行えるのは薬局・薬剤師であり、県内の薬剤師が加入し、薬局に対して事業を実施できる団体は、一般社団法人滋賀県薬剤師会しかない	2	3イ